

議案第 32 号

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年2月25日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第2項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当である

と認めたもの

第12条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第2号中「同居して」を「別居して」に改め、同項第3号中「あと」を「後」に改め、同項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加え、同項第6号中「公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動」を「求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為」に、「雇用保険法第59条第2項」を「同条第2項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第15項中「第7項」を「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項」に、「これら」を「第7項又は第8項」に、「、「就業促進手当」を「「就業促進手当」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊賀市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）

第12条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。